

加東市社会教育振興基本計画

「加東市社会教育委員の会」

平成24年3月

加東市社会教育振興基本計画

第1章	本冊子作成の背景と趣旨	ページ
1.	作成の背景	1
2.	作成の趣旨	2
第2章	加東市の「社会教育振興基本計画」	
1.	「社会教育」における基本的認識とそれを支える重点	4
2.	加東市における「社会教育振興基本計画」	
1)	ライフステージに応じて求められる「人間力」	5
2)	「人間力」の向上を図る事業とその実施	7
3)	市民の意識づくりとその手段	13
4)	「人間力」の養成や「意識づくり」事業への行政の支援施策	17
第3章	本冊子活用の願い	21

加東市社会教育振興基本計画

第1章 本冊子作成の背景と趣旨

1. 作成の背景

加東市において進められようとしている生涯学習社会づくりには、その主役である市民一人ひとりの内実がそれに相応しいこと、「横の連携」や「縦の接続」^{脚注1}の大切さの理解を含めた、一人ひとりの意識がそれに向けて統合され続けるかどうか懸っているとと言えます。したがって、生涯学習社会を目指す意識づくりの究極は、市民の一人ひとりが相互に“指導者である”意識を持っていることと捉えることができるように思われます。

このような社会づくりに向けて、家庭や地域の教育力の強化を図るために、社会教育・生涯学習（以降、「社会教育」と略記します）の大切さが、近年になって一層強く指摘され始めました。それに呼応して、行政や関係諸団体等々により実施される各種事業が多くなるとともに、それらに携わる市民の数も増えてきました。このような状況である今こそ、「社会教育」を充実させるチャンス到来と考えて、行政・民間等により今後実施される事業が確かな成果を担保できる体制づくりを進めなければなりません。とりわけ、「社会教育」の充実に向けて欠かせない、携わる人数（市民）の増加を図る突破口として、今後は誰でも容易に携わることができ、また誰が携わったとしても確かな成果を得ることができる体制を整える必要があります。

しかし、加東市における「社会教育」の現状をみると、「横の連携」や「縦の接続」に乏しい、むしろ不安さえ抱かせる事象が少なくありません。例えば、固定された人達のみでの努力で各種事業が実施・継続されているケースが多くみられます。また、実際に関わっている人数が多ければともかくも、人数が少ない場合であっても当該事業内で十分に協働・連携できず、得られる成果も確かめられないまま継続されている例もあります。これらの例のように、携わる人を固定させてしまうとか、協働・連携を難しくさせる主な原因として、一般には事業のねらいやその達成に必要な関係者の役割分担への共通理解の不十分さが挙げられています。これに加えて現在では、各種事業が多く実施されるようになってきたことによって、「横の連携」や「縦の接続」として密接に関係する各種事業間の協働・連携が必要であることを忘れてはなりません。そのためにも、事業のねらいや方法等の具体について事前に共有しないままの“例年どおりでやろう”の繰り返しは何としても避けなければ

なりません。そうしないと、新たに加わろうとする人に対して、門戸を閉ざすことになってしまい、ますます固定された人達に委ねた事業実施に拍車をかけることにつながります。

以上のような現状の改善に向けては、誰が実施に携わろうと確かな成果を市民に対して担保できる体制づくりが緊急の課題になると思われれます。すなわち、当該事業の具体的なねらいやその達成に必要な関係者各個人の具体的な役割の共有、またこれらに関わる適切な評価方法についての共通理解等を事前準備の中で図れるようにしなければなりません。

2. 作成の趣旨

上で述べた現実的課題等々を念頭に置いて、平成 22 年度に「加東市教育振興基本計画」（以降、「教育振興基本計画」と略記します）が、平成 23～27 年にわたる 5 年間の中期目標として策定されました。その中で記されている項目は、学校教育と「社会教育」が相携えて市民に培おうとする「人間力の内実」とその修得手段に関わる考え方、及び修得を支援する行政の施策等です。

「教育振興基本計画」では、「社会教育」の振興に関わった計画も提示され、またその実現を図ることこそが市民サービスと捉えたものになっています。すなわち、市民のニーズ等々に最大限応じることを保障するため、「教育振興基本計画」は方針・大枠にとどめた表現になっています。したがって、「教育振興基本計画」に照らして必要な各種事業をいきなり実施しようとしても、記述内容の抽象性が、学習者を含む関係者間の共通理解を妨げてしまうことになりかねません。これでは、前項で注目した、「ねらいや役割分担についての共有」等が困難になってしまいます。

「ねらいや役割分担についての共有」を図るには、ねらいやそれを達成するうえで必要とされる役割等々が具体的にになっていることが肝要です。しかし、「教育振興基本計画」を基にしていきなりの具体化は容易でなく、一般には段階を踏んで具体的にすることになります。例えば、「教育振興基本計画」のような大枠を示す段階をスタートとして、他の事業との連携等々についての検討、それらを踏まえて各事業の実施要領や実施計画の作成段階へと進めることになります。このような各段階で、「横の連携」や「縦の接続」についての考慮・配慮が必要になります。とくに、各事業実施に関わる計画等の立案には「横の連携」としての人的及び各種事業間の連携、また「縦の接続」としての同種事業の順序性等の広範な事柄についての考慮・配慮が必要になると思われれます。

このように、「横の連携」や「縦の接続」の重要性や市民のニーズに応じることの重要性を勘案しながら、一つの事業実施に関わる事前準備として、一般には実施要領や実施計画を作成します。例えば、「事業実施のねらい：ねらいをできるだけ具体的にする」、「実施主体：ねらい達成に関わる人々を具体的にする」、「事業内容：ねらい達成のために、何を・どんなことを実施するかについて具体的にする」、「実施方法：実施期間・時間において逐次実施する内容とそれに関わる個々人の役割とそのつながりを具体的に・明確にする」等々について検討を繰り返します。順を追っての綿密な事前準備は、当該事業と他の事業との違いを明確にしたり、ねらいやその達成に向けての役割分担等々の詳細について関係者間で共有を図ったりする絶好のチャンスといえます。

本冊子は、「教育振興基本計画」に則ってまとめられた、「社会教育」の振興に関わった基本計画であり、行政や民間等のいずれによる実施であるかを問わず、「社会教育」に関わる事業実施の事前準備の際に役立つことを願って作成されたものです。「社会教育」に携わる市民の数を増やす上から、誰もが事前準備と事業実施に関わることができるように、他の事業との連携・協力や関係者の役割分担等々、当該事業実施の詳細を検討する際の拠り所になればとの願いを込めて作成されたものです。

第2章 加東市の「社会教育振興基本計画」

1. 「社会教育」における基本的認識とそれを支える重点

「教育振興基本計画」には、「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」（以降、「生涯学習社会づくりの推進」と略記します）が、今後5年間の「社会教育」における基本的認識として提示されています。

誰であろうと、「生涯学習社会づくりの推進」を目指した各種事業に携われるようになるには、以下の事柄について十分な理解が必要になると思われます。

- 1) 「生涯学習社会づくりの推進」には、「横の連携」と「縦の接続」の必要性について理解しておくこと。
- 2) 「生涯学習社会づくりの推進」を図る上で期待されている「人間力の内実」とそれを高める手段として実施が望まれる事業について理解しておくこと。
- 3) 地域社会における課題解決や街づくりに参画・協力するという意識づくりと意識づくりの手段について理解しておくこと。
- 4) 上記1)～3)の各々に関わる行政の支援施策等について十分に理解することが必要です。

以上のような理解が備わってこそ、事業に携わろうとするときに、用意周到な事前準備が可能になると思われます。

すなわち、市民の立場からすると、「横の連携」を踏まえた「次世代の担い手である子どもは地域で育てる」の理念を共有しながら、「社会教育」の場で、「人間力」を培い、その成果を生かして地域社会における課題解決や街づくりに参画・協力するという社会づくり（意識づくり）を目指すということになるでしょう。要は、「人間力」を培う→地域社会における課題解決や街づくりに生かす→さらに「人間力」の成長を図る→・・・という「循環を期待できる社会づくり」ということです。逆に、「社会教育」を実施する者の立場からすると、「循環を期待できる社会づくり」の実現への手段や支援等も含めて表現すると、『家庭、学校、地域社会と生涯学習関連施設とが連携し、市民である誰もが自分の年齢や体力等に応じて、「いつでも、どこでも、気軽に」芸術、文化、スポーツ、興味・関心のある学習（事業）に親しんだり、あるいは参加したりできるように取組み、これらによる成果を地域社会の課題解決に生かせるような社会づくりを進めようとしている』となるように思われます。

このような「循環を期待できる社会づくり」を可能にするには、いろいろな特徴

を持った一般市民間の協働・協力や、これらの市民といろいろな公的（社会的）立場の人たちとの連携・協力等を欠かすことはできません。したがって、1) 子ども、成壮年、高齢者のようにライフステージに応じた「人間力」の内実とその養成手段、2) 培われていく「人間力」の使い方に相当する、社会参画に関わる市民間の連携・協力の意識づくり及びその手段、3) 前記1) や2) を支える行政の支援施策、等々が明確にされていなければなりません。繰り返しになるが、これらの事柄について十分に理解しておけば、「社会教育」に関わる事業の事前準備ができるということなのです。

そのため、次項では、これらを順に取り上げて記述することにします。

2. 加東市における「社会教育振興基本計画」

1) ライフステージに応じて求められる「人間力」

前項で述べたように、「社会教育」の中で、各市民は『「人間力」を培う→地域社会における課題解決や街づくりに生かす→さらに「人間力」の成長を図る→地域社会における課題解決や街づくりに生かす→・・・』が循環する社会づくりに取り組むことを記しました。もう少し具体的に述べると、子どもの健全な成長や成壮年・高齢者に至る市民の個人的成長を図り、その特徴を認め合うとともに、これら市民間に連携意識の醸成を図り、地域づくり・街づくりに参画するというように、各市民が自らを活かした立場で生涯にわたって寄与し続けることを実現するということです。

街づくり・社会づくりの主体は市民一人ひとりに他ならないが、各市民が地域社会の課題解決や街づくりに果たす役割には年齢等によって大きく異なる場合が多々存在します。それに備えて真っ先に考えるべきことは、ライフステージに応じて期待される「人間力」の具体について共通理解することでしょう。

(1) 望まれる子どもの「人間力」

望まれる子どもの「人間力」について、「教育振興基本計画」では次のような構成要素による総体と捉えています。

- ①基礎学力、思考力：知識が豊かであるとともに、事に臨んで（必要に応じて）それらの知識を用いて考え、それに基づいて行動できる。
- ②誰とでも親しく関わることができ、思いやりをもち、命を大切にする等の豊かな人間性をもって、他人と関わるができる。

- ③体力、精神力：力仕事ができるというような行動的機能及び風邪をひきにくいというような防衛的機能を備えた身体的な力を高めることができる、また積極的な取り組みを支える意欲や取り組みの継続を支える粘り強さにつながる精神的な力を高めることができる。
- ④個性：前記①～③に個人的な特徴を備えているということになりますが、これには構成要素①～③のバランスが取れているとか、いずれかの要素で並はずれた能力を身につける等が想定できます。

示された構成要素①～④の向上を図るには、学校教育と「社会教育」が相携えてということになります。しかし、「社会教育」は一般に強制力を伴わず、個人の興味・関心に委ねられている傾向が強いことからしても、「社会教育」の担う中心は一般に構成要素④にあるとするのが考えやすいでしょう。そして、その個性の伸長は①～③の各要素における“できる”に期待されているように思われます。

(2) 望まれる加東市民の「人間力」

「教育振興基本計画」では、子どもを除く、加東市民に望まれる「人間力」は次のような構成要素の総体として提示されています。

- ①自己研鑽に励み、生きがいを育んでいきます：「自らの生きがいの探求⇔生きがいの実現にむけて自らを高める」に積極的に取り組むことができます。
- ②他人との関わりの中で、人間の価値を認識できます。また他人を思いやる心を醸成していきます：誰とでも親しく関わることができ、誰であろうと人には固有の価値があることを知り、認めることができます。
- ③心身の健康増進を図れます：地域社会等で自分の存在意義を発揮するために不可欠な心身の健康について、自分自らが積極的に維持・増進を図ることができます。の総体とされています。

これらについてみてみますと、上記(1)の子どもの場合と同様に、“・・・できます”が中心にされています。このことから、個人的成長を支えている個人的特徴を活かした、地域社会における課題解決や街づくり参画を期待されていることがよく解ります。

2) 「人間力」の向上を図る事業とその実施

上で述べた「人間力」を培うには、学校教育及び「社会教育」が必要ですが、いずれの場合でも「横の連携」と「縦の接続」への考慮・配慮が重要になります。

とりわけ、「人間力」における個性を伸長する点に特徴をもつ「社会教育」では、その効果は「横の連携」や「縦の接続」に担保されていると言えます。例えば、実施しようとする事業では、同種事業のねらいとの関連性や他種事業のねらいとの相違等々を勘案しながら、「人間力」のどの構成要素を伸ばすことがねらいであるかを明確にするのはその一つです。また、ねらいの達成を図る事業展開の過程で支障をきたさないようにするために、“事業への参加者についての状況把握”の偏りに注意しなければなりません。この偏りを避けるために、子どもであれば、学校の先生や保護者による“その子への観察・記録”だけでなく、さらに地域の人達の多くの目による“普段からの観察・記録”を加えることが必要になります。つまり、学校・家庭・地域による“その子の状況把握”はより適切な「横の連携」や「縦の接続」を可能にする上で不可欠な情報です。さらに、これらの情報・資料は事業を展開する過程で参加者のニーズに応えるための工夫につながってきます。

「教育振興基本計画」で実施が望まれている事業は、「体験活動」、「スポーツ」、「芸術・文化」等の関連事業が示されています。以下、これら各種事業の実施における留意事項を「スポーツ」関連事業を例にして概観しておきます。

「スポーツ」関連事業の活用は、加東市が描く「生涯スポーツ振興」と連動しています。スポーツ・運動が“人づくり” “趣味・生きがいがづくり” “健康づくり” “コミュニティづくり”等に有効であることは周知のとおりです。それは、ある時間・期間にわたってスポーツ・運動を続けるには、本人の強固な意志と周囲の人達の支援の両方が必要であり、スポーツ・運動に取り組んでいる場面の一つひとつが“日常生活の場面”の縮図であるように捉えられているからです。つまり、スポーツ・運動は、“使い勝手の良い道具”と安易に考えられている可能性もあります。“使い勝手の良い道具”ほど、使用・活用には十分過ぎるほどの配慮が必要で、もちろんスポーツ・運動も例外ではありません。

すなわち、一言で「スポーツ・運動をする」と表現しても、そのねらいは個人によって異なる、多岐にわたることに配慮が必要です。“趣味・生きがいがづくり”の場合には楽しさを得るためにスポーツ・運動をすること自体が目的になっているのに対して、“人づくり” “健康づくり” “コミュニティづくり”では、スポーツ・運動が手段になっている点で著しく異なります。

また、“趣味・生きがい”としてスポーツ・運動を楽しんでいる場合でも一般に個人によって二つに大別でき、実施のねらいが“上手になりたい・勝ちたい”のような達成感を味わいたい”場合と、“上手になる・勝つことより、ゲームをする中で仲間等との交流を通して親和の楽しさを味わいたい”のような場合に分かれます。このように、「スポーツ・運動を楽しみたい」と表現しても、個人別にはこの両方のねらいを求めたい人、いずれか一つを求めたい人等に分かれることとなります。

さらに、“スポーツ・運動による〇〇〇づくり”に着目してみると、上で述べた「スポーツ・運動をすることが目的である場合と手段である場合の違い」に十分な配慮が必要となります。このような違いを基に考えてみると、スポーツ・運動の楽しさを体感できるようになり、次いでその楽しさを支えにしてスポーツ・運動を継続できる段階になって、人・健康・コミュニティづくりへの効果が期待できるようになると思われます。

以上のように、スポーツ・運動実施のねらいは多種多様であることを忘れてはなりません。しかし、現実には、スポーツ・運動への期待に個人差があることを無視した事業実施、例えば実施のねらいを明確にしないままに参加を募り、指導者のねらいを参加者に強要している場合が少なくありません。その結果として、参加者のスポーツ・運動に対する好意的態度の形成を妨げ、以後スポーツ・運動から遠ざけてしまうことになりかねないような、事業実施も存在しています。これでは、スポーツ・運動による“〇〇〇づくり”を困難にしてしまうことにもなります。「社会教育」では、どのようなねらいであれ、市民のニーズとして尊重しなければなりません。そのため、事業実施のねらいを明確にして周知を図って参加者を募り、展開の中では参加者のねらいと「人間力」向上への指導者のねらいの両方を達成するための工夫が常に要求されています。実際には、参加者のねらいをクリアする過程で、指導者として高めたい「人間力」の要素を培えるように仕組んでいくこととなります。

以上のような留意事項は、「芸術・文化」関連事業の場合にも極めて大切になります。

(1) 子どもに対して、実施が望まれる事業

「教育振興基本計画」で記されている、事業による「人間力」への効果を中心に取り上げてみました。

○「豊かな体験活動」関連事業

「教育振興基本計画」では「豊かな体験活動」の「めざす方向」として、子ども教室等の充実や制作活動、伝統文化等々、多種にわたって体験できるように機会を設けるとされています。また、その具体を示す「施策の取り組み」では高学年の子どもの参加拡大を促すような事業、チャレンジスクール、親子活動等に取り組むとしています。すなわち、前述したスポーツや芸術・文化に関連した“行政や関係諸団体等によって実施される事業”、さらには地域の人達との交流のような“日常生活での活動”等も、「豊かな体験活動」の一領域と捉えることができます。



既に述べたように、「社会教育」に対しては「人間力」における個性の伸長を期待されているが、「人間力」を構成する各要素について“できるようになる”までにそれぞれ高めるには、体験活動によるサポートが一般にきわめて有効であると言われています。これに近い諺に“習うより慣れよ”があるが、子どもにとっては、前述の広範な体験活動の一つひとつがきわめて貴重になるということです。

「社会教育」においては学校ではできない多種の体験を促すことが大切になりますが、学校でできない体験が何であるかは学校関係者と社会教育に携わる人達（保護者・地域の人達を含む）との調整が不可欠になると思われます。「横の連携」や「縦の接続」等にとっては、このような連携、また日常生活で子どもを把握する役割の連携、さらには子どもへの働きかけにおける役割の連携の三点セットが必要で、これらの連携は相互依存の形で密接につながっていることも忘れてはなりません。ちなみに、各種体験活動に対して、子どもが「参加する・しないで示す反応」や「参加したときの活動状況」等を介して発する情報は、学校・家庭・地域による三者の連携としてどのような手立てが必要かを教えてくれる具体的な資料になると思われます。

「社会教育」の中で、その体験活動を通して上述の「人間力」を高めようとするには、個人に対しては興味・関心に基づいた事業選択を促しながら、まずは一つの事業にだけに参加する状態から、次には同種の事業への参加を増やし、さらには他種の事業にも参加できる段階にまで至ることが望まれます。このような段階を辿ることができるのは、「人間力」の高まりを支えにしていると思われます。

そうすると、多様な興味・関心を示す子どものニーズに応じるには、多種の体験活動を用意する必要があります。

○スポーツ関連事業

「教育振興基本計画」では、「めざす方向」を各人に応じて気軽にスポーツを楽しめるよう、多種にわたるスポーツの機会を提供するとしています。また、「施策の取り組み」としては、ふれあい球技大会、三世代ゲートボール大会、地区親善ソフトボール大会、マラソン大会等、誰もが気軽に参加できるような工夫を図ろうとしています。

キャンプやスキー等野外活動は時季や場所によって実施が制限されやすいが、これらを含めてスポーツ関連事業を提供することは、子どもの興味・関心に応じるための選択肢を広げる上で大切です。キャンプやスキー等野外活動を取り上げる場合にも、既に述べたように子どもには多種多様のねらいがあることに十分な配慮が必要になります。

したがって、「社会教育」の場でスポーツ関連事業を実施するに当たっては、子どもの望む種目について、多様なねらいに応じるための事業内容が必要になるということです。このような配慮を持った取り組みが、子どもの広範なニーズに応えることにつながるでしょう。

○芸術・文化関連事業

「教育振興基本計画」では、「めざす方向」を地域の芸術・文化を支える新たな人材育成に努める、気軽に学習できる、活動と発表や鑑賞の場を提供するとしています。また、「施策の取り組み」として、公募美術展や文化芸能公演鑑賞事業、加東遺産めぐり等のような、子どもを含む多くの市民が、芸術や文化に対し深い興味や意欲が持てる事業を積極的に展開するとしています。

芸術・文化関連の事業に関しても、基本的には多種にわたる体験活動の一領域と考えればよいと思われます。「人間力」に対する期待についても、前述したスポーツ関連事業の場合と同じように考えればよいように思われます。繰り返しになるが、ここでも多くの子どもの参加させるには、子どもの興味・関心のある種類やねらいに関するニーズに応じながら、実施者のねらいをも明確にして、事業を実施する必要があります。

(2) 加東市民に対して、実施が望まれる事業

「教育振興基本計画」では、『「市民が交流できるように、気軽に集うことができる場の提供」』の手段となるように、『「生きがいを育む、芸術、文化、スポーツ活動の推進」、「人間性や個性の高まり、健康の維持・増進、他人に役立つことをねらいにしたスポーツや文化活動、人権学習」』を進めようとしています。つま

り、これらの連関が期待されています。したがって、「めざす方向」を“市民にとって魅力ある新たな成人学習の開発”に置き、「施策の取り組み」として、高齢者大学や各種サークル活動等のような事業の検討が記されています。

市民が興味・関心を示す事業やそれへの参加の動機等は、地域社会に多くの示唆を与えている貴重な資料であり、常に把握しておく必要があります。これらの動向は、上で述べた「循環が期待できる社会づくり」の進捗状況を示唆している可能性があるからです。例えば、参加の動機であれば、誰かの役に立ちたいので自分の力・特徴を伸ばしたいから、自分の弱点を補いたいから、仲間を作りたいから、時間が十分にあるから等々です。いずれであっても、生涯学習社会の実現に向けた個人の関わり方を反映し、その後に期待できる役割等を示唆している可能性があります。したがって、動機等がいずれであれ、市民の事業への参加は「循環が期待できる社会づくり」にとっての積極的な関わりを示しており、大きな意味をもっています。

○スポーツ関連事業



「教育振興基本計画」では、スポーツ関連事業についての「めざす方向」を多種にわたるスポーツ機会の提供とし、「施策の取り組み」としてはスポーツを通して市民相互の理解や親睦が深められるよう、ふれあい球技大会、三世代ゲートボール大会、地区親善ソフトボール大会、マラソン大会等々を積極的に実施するとしています。

上で述べたように、スポーツ関連事業の催しについては、「市民が交流できるように、気軽に集うことができる場の提供」の一種と考えればよいでしょう。したがって、「人間力」に対する効果についても、上記の内容と同じように考えればよいと思われます。そうすると、“スポーツ関連事業による場の提供”をより多くの市民にいきわたらせる上で、スポーツ関連事業に参加する市民の数を増やすには、多様なねらいに応じることのできるような事業内容に配慮した計画・実施が必要になると考えられます。

○芸術・文化関連事業

「教育振興基本計画」では、「めざす方向」として、地域の芸術・文化を支える新たな人材育成に向けた、多種にわたる芸術、文化に触れる機会の提供や芸術・文化の発表、鑑賞の場の提供をあげています。また、「施策の取り組み」については、公募美術展や文化芸能公演鑑賞等のような事業を積極的に展開するとしています。

芸術、文化関連事業の場合にも、「市民が交流できるように、気軽に集うことができる場の提供」の一種と考え、また「人間力」に対する効果についても、前述と同様に考えればよいと思われます。芸術・文化関連に魅かれて個人が集う動機は一般に多種多様であるため、より多くの市民への“場の提供”となるために、市民のニーズ調査が必要になります。

(3) 人権教育の推進

「教育振興基本計画」では、「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」が基本的認識として掲げられています。この「基本的認識」の実現を可能にする基盤は人権尊重であり、市民一人ひとりには構成要素②を中心とした「人間力」が期待されることとなります。そうすると、要素②を中心とした「人間力」を培うための人権教育・学習が不可欠となります。ちなみに、後（「意識づくり」の項）で述べるが、意識づくりをねらった人権啓発活動としての人権教育・学習もきわめて重要になります。

従来から、地域では、「人間力」育成に関わって公民館等での社会教育活動や大学等での公開講座、市人権・同和教育研究協議会による地区住民学習会、・市民人権講座、市企業人権教育協議会による社員研修会、市の主催によるセミナーや講演会等々が実施されています。

「教育振興基本計画」では、今後においても、「めざす方向」として、構成要素②を中心に据えた「人間力」を高めるために、家庭・学校・職場・地域社会等のあらゆる場を通じて人権教育を推進するとしています。また、これを受けて、「施策の取り組み」では、市民が日常生活の中で、人権を尊重することを当然のこととして行動できる感覚を身につけられるよう、家庭・学校・職場・地域等における人権に関する学習を一層充実させるよう努めるとしています。例えば、地区住民学習や社員研修会が身近にある人権に気付かせ、理解の深まる場となるよう支援するとしています。また、学習会や研修会の実施に携わる市人権・同和教育研究協議会や市企業人権教育協議会を支援することによって、人権教育の充実を図るとしています。



(4) 市立図書館の充実

「教育振興基本計画」では、「めざす方向」として、貸出を中心とした資料提供を最重点業務とし、市民のニーズを把握して要求や利用実態に沿った資料を収集し、市民に応える図書館サービスを展開するとしています。また、「施策の取り組み」では、市民が読みたい資料の予約サービスや積極的な資料案内の充実を図ったり、市民の自己学習を援助したりする活動を展開するとしています。

「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」への関わりの点からみると、市民としていろいろな人たちが存在します。そのため、図書館を利用するにしても、誰かの役に立ちたいので自分の力・特徴を伸ばしたいから、自分の弱点を補いたいから、仲間を作りたいから、時間が十分にあるから



等々の理由があると思います。このような多様な市民が市立図書館に期待する「知りたい」の目的を大きく分けると、「人間力」を高めたい、あるいは自らの「意識づくり」を進めたい等の2つがあるように思われます。したがって、「人間力」を構成する①～③の要素に関わって個性の伸長の手助けとなる市立図書館の充実はきわめて大切なことです。逆に表現すると、図書館はこのような市民自らの興味・関心を基にした“自学学習”を市民自らが仕組めるように支援する必要性があり、それには平素から市民のニーズの把握に努める必要があります。

3) 市民の意識づくりとその手段

前に述べましたが、構成要素②を中心にした「人間力」を高めるには人権教育も必要で、またその成果は個人の「人間力」の総体を支えることとなります。

「教育振興基本計画」には、基本的認識として、「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」の実現が示されています。しかし、その実現に向けては、クリアすべきいくつかの目標・課題があり、これら一つひとつをクリアできるかどうかは市民一人ひとりの意識の持ちように依存します。そのため、以下のような、市民に欠くことのできない“多岐にわたる意識づくり”の必要性が示されています。

ここでは、「期待されている意識づくり」と「その意識づくりの手段」を対応させながら、記してみました。

○地域で子どもを育てる

「教育振興基本計画」では、市民間に「次世代の担い手である子どもは地域で育てる」の意識づくり、すなわち、学校園、家庭、地域、行政が連携した協力体制の構築を進めるという意識づくりが必要であるとしています。そのため、「めざす方向」として、上で述べたような地域の役割を積極的に果たすことに向けた地域の教育関係団体に新たな独自性の確立を提案するとしています。また、それに伴う「施策の取り組み」では、参加者の固定を避け、誰もが興味を持ち、気軽に参加できるよう工夫した取り組みを推進する上から、既述のふれあい球技大会、三世代ゲートボール大会等を実施することによって、前述のような“意識づくり”を促すとしています。

この子育てに関わる意識づくりは、「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」の根幹であり、これが「横の連携」を必要とする理由でもあります。前述した、子どもの「人間力」を構成する①～④の各要素について、“できるようになる”までに高めるには、学校の先生と子どもの保護者だけではますます困難になり、地域の人達の協力が不可欠になっています。一つの理由は、既に述べたように、一人ひとりの子どもには多くの体験活動が欠かせないからであり、具体的には次のようになるでしょう。日常生活で“その子がどのような体験活動をしているか、その活動をどの程度できるようになったか”等々について、地域の人達の多くの“目”による広範でしかも度重ねての確かな観察結果を学校、家庭、地域で共有し、“その子”に対するそれぞれの立場からの指導・支援活動にフィードバックさせる必要があるからです。また、地域の人達による「ほめる」「しかる」等々の“観察即対応”の意味も大きいからです。したがって、地域の人達に対して、地域も一緒になって関わらなければ子どもの「人間力」を育むことができないことを伝え続け、みんなに関わり合う意識づくりを進めなければなりません。もちろん、この間には、学校や家庭が地域の人達に協力する必要があることは言うまでもありません。そうでなければ、三者連携にはなりません。

また、子どもには「地域で育ててもらっている」という自覚・感謝を促し、将来は大人になって自分も地域の子どもの育てなければならぬという気持ちを育てることが肝要です。そうでなければ、「次世代の担い手である子どもは地域で育てる」は一代で途切れ、次世代につながらない可能性が大きくなります。

○コミュニティづくり

「教育振興基本計画」の中では、コミュニティづくりに関わる「めざす方向」として、コミュニティの基盤をなす家庭教育の重要性を啓発する機会を多く設けるとしています。また、これを受けた「施策の取り組み」では親学習を進めるとしています。その他、コミュニティづくりに向けては、上でも述べた、ふれあい球技大会、三世代ゲートボール大会等をコミュニティ促進事業として展開するとしています。

また、コミュニティづくりを促す環境整備に関する「めざす方向」を定めており、スポーツ活動を通じて市に大きく貢献する団体や個人を支援・表彰することにより市民のスポーツに対する意識を高め、市民スポーツのレベルアップと市民の生きがいの創造を図るとしています。また、「施策の取り組み」の中で、支援・表彰の対象として、自立化した組織のもとで、市民の健康増進と体力向上、意欲、関心の高揚に貢献する、加東市体育協会、加東市種目協会、スポーツクラブ21活動、スポーツ賞賜金（表彰）贈呈等をあげています。

コミュニティづくりが必要である所以は、「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」の母体がコミュニティであるからです。つまり、コミュニティは、子どもの「人間力」だけでなく、地域の人達の「人間力」を培ったり、各種意識づくり等に強く関わるからです。

○人権啓発

ここでは、人権に関わって、どのような「意識づくり」が必要であるかについて述べることにします。

「教育振興基本計画」では、「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」を掲げ、それに向けての方針が示されています。

以下、方針として示されている各事項と、この方針に沿って取組む内容を対応させながら、記してみました。

- (i) 『共生社会と「人権文化」の創造（人権尊重のまちづくりの推進）』に関わる方針は、人権に関わる課題の解決に向けて、計画的・総合的に取り組むことが示されています。加えて、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づくよう、「人権施策の基本理念」及び「人権施策の方向性」を設定しています。「人権施策の基本理念」では、“市民が人権問題を自らの問題として認識して解決に向けて行動する”（「ひとごと」から「わがこと」へ）、“市民がお互いの価値観を認め合う”（共生による「人権文化」の創造）、“人権問題の解決に向けては、各種機関や団体が有機的に連携し合う”（協働と連携による「人権のまちづくり」）等が掲げられています。また、「人権施策の

方向性」では、“人権教育・啓発に努め、人権文化の浸透を図る”（人権教育・啓発の推進）、“市民が自由に豊かに生きることが出来る人づくり、まちづくりの実現”（人権尊重の視点に立った行政の推進）、“人権問題に関わって、誰でも・いつでも相談できるよう、相談支援体制を充実させる”（相談支援体制の充実）等が記されています。

以上のような方針を受けて、実際に「人権感覚を培う人権教育・啓発」を推進することが記されています。その「めざす方向」は、“人権を認め合う共生社会を築くため、人権に関わる課題解決に向けて、家庭・学校・地域・職場等社会のあらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進する”となっています。「施策の取り組み」では、子どもの人権と健全育成を考える講演会、人権と福祉のまちづくりフェスティバル、人権を考える市民の集い、各種啓発展示（人権週間等）、テレビ企画番組「心の窓」ビデオ制作等々の事業によって、身近にある人権に気付いたり、自らの問題であることに気づく等、人権に関わる理解が深まるように努めるとされています。

- (ii) 「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」に関わる方針は、人権尊重と男女平等の意識を根付かせることによって、社会における制度や慣行の見直しを図り、男女共同参画に関する理解を促すことに努めるとしています。

このような方針に沿った、現実的な活動に関しても「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」として取り組むようになっていきます。その「めざす方向」は、家庭・学校・地域等において、男女共同参画に関する学習活動、啓発活動や情報提供を実施するとされています。また、実際の「施策の取り組み」では、男女共同参画セミナーや人権啓発用ビデオの活用等を通して、男女共同参画社会に向けた広報、意識啓発を進めるとされています。



- (iii) 『誰もが安心して暮らせる地域づくり』に関わる方針は、子育てや高齢者介護等について女性の任に偏ることなく、一人ひとりが等しく関わるという意識啓発を通して安心して暮らせる環境づくりを進めるとしています。

また、実際の取り組みも、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」として設定されています。その「めざす方向」は、子育てを社会全体の責任、高齢者や障害のある人も安心して暮らせる地域づくりを進めるとしています。

「施策の取り組み」では、社会福祉協議会、健康福祉事務所、保健センター、児童館等との連携によって、「次世代育成支援行動計画（きらきら輝け未来っ子プラン）」のような、子育てを取り巻く環境づくり施策を推進し、高齢者が少しでも自立した生活がおくれるよう、予防的支援を進めるとしています。

以上（i）～（iii）の取り組みに対する、さらなる行政の支援施策については、次項4）行政の支援施策における「共に生きる社会の実現」に関わって）で述べます。

4）「人間力」の養成や「意識づくり」事業への行政の支援施策

上述のように、「人間力」の養成や「意識づくり」のために各種事業の実施が予定されたり、期待されたりしています。ここでは、それらに対して、予定されている行政の支援施策についてまとめてみました。

○「青少年の健全育成」に関わって

青少年の健全育成における「横の連携」の必要性から、学校・地域・家庭の連携を促し、一体となって取組めるよう支援するとしています。加えて、地域の一員とみなしている兵庫教育大学との連携も積極的に進めるとしています。また、体験活動等の実施に関わっては、地域のリーダー役である小学校高学年の子どもたちの参加の拡大や指導者の確保・養成に努めるとしています。そのためには、各種事業を提供するだけでなく、子ども会活動等の子どもが参加する団体活動を支援するとしています。



○「成人学習の充実」に関わって

各年代に応じた学習に関わっては、高齢者大学等の講座や各種サークル活動の場を提供するとしています。また、実際の各種婦人団体やPTA等の団体活動や各種社会教育関係団体の活動を支援するとしています。

○「芸術・文化活動の振興及び実施」に関わって



日常生活の充実に欠かせない芸術・文化の振興に関しては、多くの市民が興味や意欲が持てるよう、公募美術展や文化芸能公演鑑賞事業のような活動と発表・鑑賞の機会と場を提供するとしています。また、地域の芸術・文化を支える市内の芸術・文化団体への支援として、個人やグループが地域の中で活躍・研鑽できるよう、加東市文化連

盟や加東市美術協会を支援するとしています。

○「文化財の保護・発掘及び活用」に関わって

地域全体で伝統文化を保護するとともに、地域文化向上のために活用するうえから、加東遺産めぐり等の文化財保護対策事業の積極的な展開、加古川流域滝野歴史民俗資料館や三草藩武家屋敷の効率的運営を図るとしています。



○「生涯スポーツの普及と振興」に関わって

生涯スポーツの振興に関わっては、行政や民間団体等によって各種事業が展開されています。これらは、「スポーツ推進委員会」（従来の「体育指導委員会」）や「体育協会」さらには地区の「体育・スポーツ振興委員」による取り組みとしてな



されています。また、新たに、「総合型地域スポーツクラブ（スポーツクラブ21ひょうご）」が組織され、市民間のスポーツ振興に携わっています。したがって、今後も市民のスポーツ振興に大きく貢献する、これらの各組織・スポーツ団体に対する支援を継続しなければなりません。併せてこれら各組織は、構成員の高齢化や各種委員との重複等の過重負担という課題を持っており、これらの解決に努めながら、生涯スポーツの振興を図る必要があります。それは、市民のニーズを踏まえながら、

行政と市民による「協働」の体制づくりをリードすることも大切になります。

スポーツ指導者の養成に関しては、前述した各組織と関連して精力的に携わってきた人達に加えて、新たな次世代を担う指導者の発掘・養成が急務と捉えています。特に、前述の各組織と連携しながら、スポーツ関連事業全体を統括・運営を任とす

る人材の育成に取り組む必要があります。そのために、「スポーツ指導者バンク」の創設や、指導者養成会・研修会の定期的な開催に取り組みます。

○「スポーツ・運動に関わる施設の管理・運営」に関わって

スポーツ・運動の普及や振興に関連する各種事業を実施するために必要となる社会教育・体育関係施設については、市民の利便性や有効利用を図る上で、安全・安心な施設の提供や公平・適正利用の促進の観点から、改善を進めるとしています。すなわち、社会教育・体育関係施設の統廃合や指定管理者制度導入の推進等を図りながら、市民にとっての有効・効率的な運営計画を練り上げるとしています。

○「共に生きる社会の実現」に関わって

(i) 人権教育・啓発における推進体制の確立については、従来の縦割り行政システムを改め、市民が人権教育事業や啓発事業に参加しやすくなるような、推進体制を確立するとしています。

(ii) 人権教育の学習資料の提供については、人権関係の諸機関と連携することによって、研修会への講師派遣、さまざまな人権問題の理解や課題解決の参考となる資料や学習教材の提供等の支援を行うとしています。例えば、情報紙「夢きらめいて」や人権啓発用ビデオ「こころの窓」制作等のような資料を提供するとしています。

(iii) 人権教育指導者の充実については、地区住民学習や各種団体の人権学習会等への講師派遣に向けて、市民人権講座等で人権指導者を養成して講師登録を進めるとしています。



(iv) 各種団体の人権学習への支援については、市人権・同和教育研究協議会事業（地区住民学習会、リーダー研修会、市民人権講座、学校の公開授業、団体別研修）、市企業人権教育協議会事業（企業経営者研修、社員研修会）の実施に対して支援するとしています。

(v) 相互支援体制の充実については、子どもや高齢者に対する虐待、DV、養育放棄等さまざまな人権問題に関わる相談や支援の充実を図るため、関係機関との密接な連携協力によって、相談窓口を充実させるとしています。

○「市立図書館の充実」に関わって

図書館の充実に関わっては、図書館が市民の豊かで潤いのある生活の創造の場になるとともに、まちづくりにおける生涯学習の基盤施設となるよう努めるとしています。そして、このような方針のもとで、(i) 資料提供・情報提供の充実、(ii)

魅力ある蔵書の整備・充実、及び（iii）図書館進展活動の推進の3つに取り組むとしています。以下、順に支援施策について記します。

（i）資料提供・情報提供の充実については、資料貸出しの充実、図書館システムを利用したウェブでの予約サービスの充実、学校等への団体貸出等のようなサービスの向上を図るために、利用度の高い雑誌等の資料の収集、読みたい資料の予約サービスや積極的な資料案内の充実、小中学校の学校図書館と緊密な連携・協力による発達段階に合った図書の確保に努めるとしています。



（ii）魅力ある蔵書の整備・充実については、市民のニーズに応えるため、新刊書、予約資料等のように、利用の高い資料の収集と共に、市や周辺地域を知るための郷土行政資料の収集をし、暮らしに生き、新鮮で魅力ある資料の収集に努めるとしています。

（iii）図書館進展活動の推進については、子どもと読書の場を広げるため、絵本の読み聞かせの「おはなし会」や保健センターと連携して「はじめての絵本」、小学校と連携した「おとどけ図書館」「おでかけ図書館」を展開しています。また、市民の自己学習を援助し、市民が読書に親しめるような機会の提供をし、また市民の自己学習を援助し、市民が読書に親しめるような機会の提供をし、市民の要求に援助、奉仕することに努めるとしています。

第3章 本冊子活用の願い

加東市の「社会教育」における基本的認識は、「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」とされています。このような社会づくりは市民一人ひとりに懸っているため、それに寄与できる人間として成長を続けるには、学校教育や「社会教育」等が不可欠であることは周知の事実です。

学校教育に関しては、そのプロセスやプロダクト両面における成果の吟味や社会状況の変化等々を踏まえて、目標やその達成を図る手法の見直しが繰り返されています。一方、「社会教育」の目指す「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」の実現は、市民一人ひとりが自覚を持つことによって、はじめて到達が可能になります。そうすると、市民一人ひとりがその域まで相互に高め合うには、誰もが「社会教育」に携わることのできる体制づくりが必要になってきます。

本冊子は「加東市社会教育委員の会」による自主制作で、誰もが「社会教育」に携われるようになるためのものです。すなわち、事業実施が行政か民間等かを問わず、既に携わっている人達はもちろん、またこれから携わろうと考えている多くの人達等々の学習会・研修会で活用して欲しいと願っています。例えば、事業実施の事前準備として、他の事業を勘案した実施要領の作成や計画立案等の検討に際して役立つと信じています。

「社会教育」に携わる市民の増加はさらなる増加につながり、やがては「誰もが生きがいを持って地域社会に参画する生涯学習社会づくりの推進」が多くの市民一人ひとりに支えられるようになることを期待しています。

「横の連携」については、二つの側面で考える必要があるように思われます。

一つ目は、行政や関係諸団体等によって実施されている多くの各種事業間の連携です。これら事業の一つひとつは市民にとって必要があると考えての実施であるからこそ、これら事業間の連携はきわめて重要になります。子どもの場合に例えると、子どもに不可欠な事業を手抜きなく実施するために、学校ではできないことを地域でやる、学校や地域ではできないことを家庭でやる等です。したがって、各種事業間の連携については、対象者に必要な事業の各々を相互の関係性の中で有効に実施しているかについて考慮することが大切になります。もう一つは、各事業の実践に際して重要な協働・協力等の活動レベルにおける人の役割分担の連携です。例えば、学校の先生・保護者・地域の人達の連携です。

「縦の接続」については、同種の事業を実施する順序性が中心になるように思われます。順序を決める場合には、他種事業の順序性を考慮する必要があります。

以上のように、「横の連携」と「縦の接続」は相互に関係しますが、これらの関係を有効にするには、行政や関係諸団体等の実施する一つひとつの事業のねらいが明確であることを大前提にしています。このことを忘れてはなりません。